

会社法の一部を改正する法律案要綱

第一 子会社等及び親会社等の定義の創設

一 「子会社等」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとする。 (第二条第三号の二関係)

1 子会社

2 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

二 「親会社等」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとする。 (第二条第四号の二関係)

1 親会社

2 株式会社の経営を支配している者 (法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの

第二 監査等委員会設置会社制度

一 定義

「監査等委員会設置会社」とは、監査等委員会を置く株式会社をいうものとする。 (第二条第十号の二関係)

二 監査等委員会の設置

1 株式会社は、定款の定めによって、監査等委員会を置くことができるものとする。 (第三百二十六条第二項関係)

2 監査等委員会設置会社は、取締役会及び会計監査人を置かなければならないものとする。 (第三百二十七条第一項第三号及び第五項関係)

3 監査等委員会設置会社は、監査役を置いてはならないものとする。 (第三百二十七条第四項関係)

係)

4 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならないものとする。 (第三百二十七条第六項関係)

三 監査等委員である取締役の選任及び解任並びにその報酬等の決定の手續等

1 監査等委員会設置会社においては、取締役の選任は、監査等委員 (監査等委員会の委員をいう。以下同じ。) である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならないものとする。 (第三百二十九条第二項関係)

2 監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与若しくは執行役を兼ねることができないものとする。 (第三百三十一条第三項関係)

3 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならないものとする。 (第三百三十一条第六項関係)

4 監査等委員会設置会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすること。 (第三百三十二条第三項関係)

5 監査等委員である取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすること。 (第三百三十二条第四項関係)

- 6 取締役は、監査等委員会がある場合において、監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならないものとする。 (第三百四十四条の二第一項関係)
- 7 監査等委員会は、取締役に対し、監査等委員である取締役の選任を株主総会の目的とすること等を請求することができるものとする。 (第三百四十四条の二第二項関係)
- 8 監査等委員である取締役を解任する株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができない株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならないものとする。 (第三百九条第二項第七号及び第三百四十四条の二第三項関係)
- 9 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるることができるものとする。 (第三百四十二条の二第一項関係)
- 10 監査等委員である取締役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができるものとする。 (第三百四十二条の二第二項関係)
- 11 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べるものとする。 (第三百四十二条の二第四項関係)
- 12 監査等委員会設置会社においては、第三百六十一条第一項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならないものとする。 (第三百六十一条第

二項関係)

13 監査等委員である各取締役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、第三百六十一条第一項の報酬等の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって定めるものとする。 (第三百六十一条第三項関係)

14 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べることができるものとする。 (第三百六十一条第五項関係)

15 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べるものとする。 (第三百六十一条第六項関係)

四 監査等委員会の権限等

1 監査等委員会は、全ての監査等委員で組織するものとする。 (第三百九十九条の二第一項関係)

2 監査等委員は、取締役でなければならぬものとする。 (第三百九十九条の二第二項関係)

3 監査等委員会は、次に掲げる職務を行うものとする。 (第三百九十九条の二第三項関係)

- 一 取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成
- 二 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任等に関する議案の内容の決定
- 三 監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任若しくは辞任又は報酬等についての監査等委員会の意見の決定

4 監査等委員会が選定する監査等委員による調査、監査等委員の取締役会への報告義務、監査等委員の株主総会に対する報告義務、監査等委員による取締役の行為の差止め、監査等委員会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等の監査等委員会の権限等について、第三百八十四条及び第四百五条から第四百八条までに相当する規定を置くものとする。 (第三百九十九条の三から第三百九十九条の七まで関係)

五 監査等委員会の運営

招集権者、招集手続等、監査等委員会の決議、議事録、監査等委員会への報告の省略等の監査等委員会の運営につき、第四百十条から第四百十四条までに相当する規定を置くものとする。 (第三百九十九条の八から第三百九十九条の十二条まで関係)

六 監査等委員会設置会社の取締役会の権限等

1 監査等委員会設置会社の取締役会は、第三百六十二条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行うものとする。 (第三百九十九条の十三第一項関係)

一 次に掲げる事項その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定

ア 経営の基本方針

イ 監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

ウ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

- 二 取締役の職務の執行の監督
- 三 代表取締役の選定及び解職
- 2 監査等委員会設置会社の取締役会は、1 アからウまでに掲げる事項を決定しなければならないものとする。 (第三百九十九条の十三第二項関係)
- 3 監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から代表取締役を選定しなければならないものとする。 (第三百九十九条の十三第三項関係)
- 4 監査等委員会設置会社の取締役会は、第三百六十二条第四項各号に掲げる事項に相当する事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができないものとする。 (第三百九十九条の十三第四項関係)
- 5 監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、第四百十六條第四項各号に掲げる事項に相当する事項を除き、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるものとする。 (第三百九十九条の十三第五項関係)
- 6 監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行 (第四百十六條第四項各号に掲げる事項に相当する事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができるものとする。 (第三百九十九条の十三第六項関係)
- 7 招集権者の定めがある場合であっても、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができるものとする。 (第三百九十九条の十四関係)

七 取締役の任務懈怠の推定規定の適用除外

第四百二十三条第三項の規定は、第三百五十六条第一項第二号又は第三号に掲げる場合において、同項の取締役（監査等委員であるものを除く。）が当該取引につき監査等委員会の承認を受けたときは、適用しないものとする。 （第四百二十三条第四項関係）

八 その他の規定の整備

1 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合におけるその設立手続並びに監査等委員会設置会社に係る登記及び罰則その他所要の規定を整備すること。 （第三十八条第二項、第九十一条第三項第二十二号、第九百七十六条第十九号の二等関係）

2 監査等委員会設置会社制度の創設に伴い、第二条第十二号に規定する「委員会設置会社」の呼称を「指名委員会等設置会社」とするものとし、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の総称を「指名委員会等」とするものとするなどの所要の整備をするものとする。 （第二条第十二号等関係）

第三 社外取締役及び社外監査役の要件

一 「社外取締役」とは、株式会社の取締役であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいうものとする。 （第二条第十五号関係）

1 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であつたことがないこと。

2 その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与又は

監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

3 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の使用人でないこと。

4 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

5 当該株式会社の取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

二 「社外監査役」とは、株式会社の監査役であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいうものとする。こと。（第二条第十六号関係）

1 その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役員又は支配人その他の使用人であつたことがないこと。

2 その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の監査役であつたことがある者にあつては、当該監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役員又は支配人その他の使用人であつたことがないこと。

3 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役員若しくは支配人その他の使用人でないこと。

4 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

5 当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

第四 発行可能株式総数

一 公開会社でない株式会社が公開会社となる場合

公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合には、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の四倍を超えることができないものとする。 （第百十三条第三項関係）

二 株式の併合をする場合

1 株式会社が株式の併合をしようとする場合には、株主総会の決議によって、株式の併合がその効力を生ずる日（以下第四において「効力発生日」という。）における発行済株式の総数の四倍を超えない範囲で、効力発生日における発行可能株式総数を定めなければならないものとする。 （第百八十条第二項及び第三項関係）

2 株式の併合をした株式会社は、効力発生日に、1による定めに従い、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなすものとする。 （第百八十二条第二項関係）

三 新設合併等をする場合

新設合併等における設立株式会社の設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の四分の一を下るこ

とができないものとする。 (第八百十四条第一項関係)

第五 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等

一 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式会社に對し、当該株式に係る株券を提出しなければならないものとする。 (第十六条第六項、第四百六十九条第六項、第七百八十五条第六項、第七百九十七条第六項及び第八百六条第六項関係)

二 第三百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しないものとする。 (第一百六条第九項、第四百六十九条第九項、第七百八十五条第九項、第七百九十七条第九項及び第八百六条第九項関係)

三 第一百六条第一項各号の行為をする株式会社、事業譲渡等をする株式会社、吸収分割株式会社、存続株式会社等又は新設分割株式会社に對する株式買取請求について、当該請求に係る株式の買取りは、これらの行為がその効力を生ずる日に、その効力を生ずるものとする。 (第一百七条第六項、第四百七十条第六項、第七百八十六条第六項、第七百九十八条第六項及び第八百七条第六項関係)

四 新株予約権買取請求についても、一から三までと同様の規律を設けるものとする。 (第一百八条第六項、第七項及び第十項、第一百九条第六項、第七百七十七条第六項、第七項及び第十項、第七百八十七條第六項、第七項及び第十項、第七百八十八条第六項、第七項及び第十項並びに第八百九条第六項関係)

第六 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度

一 第一百六条第一項各号の行為をする株式会社、事業譲渡等をする株式会社、消滅株式会社等又は存続

株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができるものとする。 (第百十七条第五項、第四百七十条第五項、第七百八十六条第五項、第七百九十八条第五項及び第八百七条第五項関係)

二 新株予約権買取請求についても、一と同様の規律を設けるものとする。 (第百十九条第五項、第七百七十八条第五項、第七百八十八条第五項及び第八百九条第五項関係)

第七 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

第百二十五条第三項第三号及び第二百五十二条第三項第三号を削るものとする。 (第百二十五条第三項及び第二百五十二条第三項関係)

第八 全部取得条項付種類株式の取得

一 全部取得条項付種類株式の取得対価等に関する書面等の備置き及び閲覧等

1 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から取得日後六箇月を経過する日までの間、第百七十一条第一項各号に掲げる事項等を記載した書面等をその本店に備え置かなければならないものとする。 (第百七十一条の二第一項関係)

一 第百七十一条第一項の株主総会の日

二 三二による通知の日又は三三の公告の日のいずれか早い日

2 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、1の書面の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求等を行うことができるものとする。 (第百七十一条の二第二項関係)

二 全部取得条項付種類株式の取得をやめることの請求

全部取得条項付種類株式の取得が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該全部取得条項付種類株式の取得をやめることを請求することができるものとする。 (第七十一条の三関係)

三 裁判所に対する価格の決定の申立て

1 全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立ては、取得日の二十日前の日から取得日の前日までの間にしなければならないものとする。 (七十二条第一項関係)

2 株式会社は、取得日の二十日前までに、全部取得条項付種類株式の株主に対し、当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する旨を通知しなければならないものとする。 (七十二条第二項関係)

3 2による通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。 (七十二条第三項関係)

4 株式会社は、全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社がその公正な価格と認める額を支払うことができるものとする。 (七十二条第五項関係)

5 1の申立てをした株主は、第七十一条第一項の株主総会の決議により定められた取得対価の交付を受けないものとする。 (第七十三条第二項関係)

四 全部取得条項付種類株式の取得に関する書面等の備置き及び閲覧等

1 株式会社は、取得日後遅滞なく、株式会社が取得した全部取得条項付種類株式の数その他の全部取

得条項付種類株式の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面等を作成し、取得日から六箇月間、これをその本店に備え置かなければならないものとする。 (第百七十三条の二第一項及び第二項関係)

2 全部取得条項付種類株式を取得した株式会社の株主等は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、1の書面の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求等を行うことができるものとする。 (第百七十三条の二第三項関係)

第九 特別支配株主の株式等売渡請求

一 株式等売渡請求

1 株式会社の特別支配株主 (株式会社の総株主の議決権の十分の九以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該者をいう。以下同じ。) は、当該株式会社の株主の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができるものとする。 (第百七十九条第一項関係)

2 特別支配株主は、1による請求 (以下「株式売渡請求」という。) をするときには、併せて、その株式売渡請求に係る株式を発行している株式会社 (以下「対象会社」という。) の新株予約権の新株予約権者の全員に対し、その有する対象会社の新株予約権の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができるものとする。 (第百七十九条第二項関係)

3 特別支配株主は、新株予約権付社債に付された新株予約権について2による請求 (以下「新株予約

権売渡請求」という。)をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求しなければならないものとする。 (第百七十九条第三項関係)

二 株式等売渡請求の方法

1 株式売渡請求は、次に掲げる事項等を定めてしなければならないものとする。 (第百七十九条の二第一項関係)

一 株式売渡請求によりその有する対象会社の株式を売り渡す株主 (以下「売渡株主」という。)に對して当該株式 (以下「売渡株式」という。)の対価として交付する金銭の額又はその算定方法

二 売渡株主に対する一の金銭の割当てに関する事項

三 株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求 (その新株予約権売渡請求に係る新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合における一三による請求を含む。以下同じ。)をするときはその旨及び次に掲げる事項

- (1) 新株予約権売渡請求によりその有する対象会社の新株予約権を売り渡す新株予約権者 (以下「売渡新株予約権者」という。)に對して当該新株予約権 (当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、一三による請求をするときは、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下「売渡新株予約権」という。)の対価として交付する金銭の額又はその算定方法

- (2) 売渡新株予約権者に対する(1)の金銭の割当てに関する事項

四 特別支配株主が売渡株式 (株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあっては、売

渡株式及び売渡新株予約権。以下「売渡株式等」という。）を取得する日（以下第九において「取得日」という。）

2 対象会社が種類株式発行会社である場合には、特別支配株主は、対象会社の発行する種類の株式の内容に応じ、一二に掲げる事項として、一一の金銭の割当てについて売渡株式の種類ごとに異なる取扱いを行う旨及び当該異なる取扱いの内容を定めることができるものとする。 （第七十九条の二第二項関係）

3 一二に掲げる事項についての定めは、売渡株主の有する売渡株式の数（二の定めがある場合にあつては、各種類の売渡株式の数）に応じて金銭を交付することを内容とするものでなければならぬものとする。 （第七十九条の二第三項関係）

三 対象会社の承認

1 特別支配株主は、株式売渡請求（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、株式売渡請求及び新株予約権売渡請求。以下「株式等売渡請求」という。）をしようとするときは、対象会社に対し、その旨及び二一から四までに掲げる事項等を通知し、その承認を受けなければならぬものとする。 （第七十九条の三第一項関係）

2 対象会社は、特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をしようとするときは、新株予約権売渡請求のみを承認することはできないものとする。 （第七十九条の三第二項関係）

3 取締役会設置会社が一の承認をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならぬものとする。 （第七十九条の三第三項関係）

4 対象会社は、1の承認をするか否かの決定をしたときは、特別支配株主に対し、当該決定の内容を通知しなければならないものとする。 (第百七十九条の三第四項関係)

四 売渡株主等に対する通知等

1 対象会社は、三1の承認をしたときは、取得日の二十日前までに、次の一及び二に掲げる者に対し、当該一及び二に定める事項等を通知しなければならないものとする。 (第百七十九条の四第一項関係)

一 売渡株主 (特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、売渡株主及び売渡新株予約権者。以下「売渡株主等」という。) 当該承認をした旨、特別支配株主の氏名又は名称及び住所、二1一から四までに掲げる事項その他法務省令で定める事項等

二 売渡株式の登録株式質権者 (特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、売渡株式の登録株式質権者及び売渡新株予約権の登録新株予約権質権者) 当該承認をした旨

2 1による通知 (売渡株主に対してするものを除く。) は、公告をもってこれに代えることができるものとする。 (第百七十九条の四第二項関係)

3 対象会社が1による通知又は2の公告をしたときは、特別支配株主から売渡株主等に対し、株式等売渡請求がされたものとみなすものとする。 (第百七十九条の四第三項関係)

五 株式等売渡請求に関する書面等の備置き及び閲覧等

1 対象会社は、四1一による通知の日又は四2の公告の日のいずれか早い日から取得日後六箇月 (対

象会社が公開会社でない場合にあっては、取得日後一年）を経過する日までの間、特別支配株主の氏名又は名称及び住所、二一から四までに掲げる事項、三一の承認をした旨等を記載した書面等をその本店に備え置かなければならないものとする。こと。（第百七十九条の五第一項関係）

2 売渡株主等は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、1の書面の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求等を行うことができるものとする。こと。（第百七十九条の五第二項関係）

六 株式等売渡請求の撤回

1 特別支配株主は、三一の承認を受けた後は、取得日の前日までに対象会社の承諾を得た場合に限り、売渡株式等の全部について株式等売渡請求を撤回することができるものとする。こと。（第百七十九条の六第一項関係）

2 取締役会設置会社が1の承諾をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならないものとする。こと。（第百七十九条の六第二項関係）

3 対象会社は、1の承諾をするか否かの決定をしたときは、特別支配株主に対し、当該決定の内容を通知しなければならないものとする。こと。（第百七十九条の六第三項関係）

4 対象会社は、1の承諾をしたときは、遅滞なく、売渡株主等に対し、当該承諾をした旨を通知しなければならないものとする。こと。（第百七十九条の六第四項関係）

5 4による通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。こと。（第百七十九条の六第五項関係）

6 対象会社が4による通知又は5の公告をしたときは、株式等売渡請求は、売渡株式等の全部について

て撤回されたものとみなすものとする。 (第百七十九条の六第六項関係)

7 1から6までは、新株予約権売渡請求のみを撤回する場合について準用するものとする。 (第百七十九条の六第八項関係)

七 売渡株式等の取得をやめることの請求

1 次に掲げる場合において、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に対し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができるものとする。 (第百七十九条の七第一項関係)

一 株式売渡請求が法令に違反する場合

二 対象会社が四1一 (売渡株主に対する通知に係る部分に限る。) 又は五に違反した場合

三 二1一又は二に掲げる事項が対象会社の財産の状況等に照らして著しく不当である場合

2 次に掲げる場合において、売渡新株予約権者が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡新株予約権者は、特別支配株主に対し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができるものとする。 (第百七十九条の七第二項関係)

一 新株予約権売渡請求が法令に違反する場合

二 対象会社が四1一 (売渡新株予約権者に対する通知に係る部分に限る。) 又は五に違反した場合

三 二1三(1)又は(2)に掲げる事項が対象会社の財産の状況等に照らして著しく不当である場合

八 売買価格の決定の申立て

1 株式等売渡請求があった場合には、売渡株主等は、取得日の二十日前の日から取得日の前日までの

間に、裁判所に対し、その有する売渡株式等の売買価格の決定の申立てをすることができるものとする。 (第百七十九条の八第一項関係)

2 特別支配株主は、裁判所の決定した売買価格に対する取得日後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなければならないものとする。 (第百七十九条の八第二項関係)

3 特別支配株主は、売渡株式等の売買価格の決定があるまでは、売渡株主等に対し、当該特別支配株主が公正な売買価格と認める額を支払うことができるものとする。 (第百七十九条の八第三項関係)

九 売渡株式等の取得

1 株式等売渡請求をした特別支配株主は、取得日に、売渡株式等の全部を取得するものとする。 (第百七十九条の九第一項関係)

2 1により特別支配株主が取得した売渡株式等が譲渡制限株式又は譲渡制限新株予約権であるときは、対象会社は、当該特別支配株主が当該売渡株式等を取得したことについて、第三百三十七条第一項又は第二百六十三条第一項の承認をする旨の決定をしたものとみなすものとする。 (第百七十九条の九第二項関係)

十 売渡株式等の取得に関する書面等の備置き及び閲覧等

1 対象会社は、取得日後遅滞なく、株式等売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式等の数その他の株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面等を作成し、取得日から六箇月間 (対象会社が公開会社でない場合にあつては、取得日から一年

間)、これをその本店に備え置かなければならないものとする。 (第百七十九条の十第一項及び

第二項関係)

2 取得日に売渡株主等であった者は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、1の書面の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求等を行うことができるものとする。 (第百七十九条の十

第三項関係)

十一 売渡株式等の取得の無効の訴え

1 株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得の無効は、取得日から六箇月以内(対象会社が公開会社でない場合にあつては、当該取得日から一年以内)に、訴えをもつてのみ主張することができるものとする。 (第百四十六条の二第一項関係)

2 1の訴え(以下「売渡株式等の取得の無効の訴え」という。)は、取得日において売渡株主若しくは対象会社の取締役等であった者又は対象会社の取締役等に限り、提起することができるものとする。 (第百四十六条の二第二項関係)

3 売渡株式等の取得の無効の訴えについては、特別支配株主を被告とするものとする。 (第百四十六条の三関係)

4 売渡株式等の取得の無効の訴えは、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属するものとする。 (第百四十六条の四関係)

5 売渡株式等の取得の無効の訴えについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該売渡株式等の取得の無効の訴えを提起した売渡株主に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができるもの

とすること。（第八百四十六條の五關係）

6 同一の請求を目的とする売渡株式等の取得の無効の訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならないものとする。 （第八百四十六條の六關係）

7 売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有するものとする。 （第八百四十六條の七關係）

8 売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされた売渡株式等の全部の取得は、将来に向かつてその効力を失うものとする。 （第八百四十六條の八關係）

9 売渡株式等の取得の無効の訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負うものとする。 （第八百四十六條の九關係）

十二 その他の規定の整備

特別支配株主が株式等売渡請求により売渡株式等を取得した場合における売渡株式等を目的とする質権の効力等について、所要の規定を整備するものとする。 （第二百五十一条第二項、第二百七十二條

第四項等關係）

第十 株式の併合により端数となる株式の買取請求

一 株式の併合に関する事項に関する書面等の備置き及び閲覧等

1 株式の併合（単元株式数を定款で定めている場合）は、当該単元株式数に併合の割合を乗じ

て得た数に一に満たない端数が生ずるものに限る。以下第十において同じ。) をする株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から株式の併合がその効力を生ずる日(以下第十において「効力発生日」という。) 後六箇月を経過する日までの間、第八十条第二項各号に掲げる事項等を記載した書面等をその本店に備え置かなければならないものとする。 (第八十二条の二第一項関係)

一 第八十条第二項の株主総会の日の二週間前の日

二 三三により読み替えて適用する第八十一条第一項の規定による株主に対する通知の日又は第八十一条第二項の公告の日のいずれか早い日

2 株式の併合をする株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、1の書面の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求等を行うことができるものとする。 (第八十二条の二第二項関係)

二 株式の併合をやめることの請求

株式の併合が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができるものとする。 (第八十二条の三関係)

三 反対株主の株式買取請求

1 株式会社が株式の併合を行うことにより株式の数に一株に満たない端数が生ずる場合には、反対株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち一株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができるものとする。 (第八十二条の四第一項関係)

- 2 1の「反対株主」とは、次に掲げる株主をいうものとする。 (第百八十二条の四第二項関係)
 - 一 第百八十条第二項の株主総会に先立って当該株式の併合に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式の併合に反対した株主 (当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)
 - 二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主
- 3 株式会社が株式の併合をする場合における株主に対する通知についての第百八十一条第一項の規定の適用については、同項中「二週間」とあるのは、「二十日」とするものとする。 (第百八十二条の四第三項関係)
- 4 1による請求 (以下第十において「株式買取請求」という。) は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにしてしなければならないものとする。 (第百八十二条の四第四項関係)
- 5 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならないものとする。 (第百八十二条の四第五項関係)
- 6 株式買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができるものとする。 (第百八十二条の四第六項関係)
- 7 第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しないものとする。 (第百八十二条の四第七項関係)

四 株式の価格の決定等

- 1 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と株式会社との間に協議が調つたときは、株式会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならないものとする。 (第百八十二条の五第一項関係)
- 2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができるものとする。 (第百八十二条の五第二項関係)
- 3 三六にかかわらず、2の場合において、効力発生日から六十日以内に2の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができるものとする。 (第百八十二条の五第三項関係)
- 4 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する1の期間の満了の日後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなければならないものとする。 (第百八十二条の五第四項関係)
- 5 株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができるものとする。 (第百八十二条の五第五項関係)
- 6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずるものとする。 (第百八十二条の五第六項関係)
- 7 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならないものとする。 (第百八十二条

の五第七項関係)

五 株式の併合に関する書面等の備置き及び閲覧等

1 株式の併合をした株式会社は、効力発生日後遅滞なく、株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数その他の株式の併合に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面等を作成し、効力発生日から六箇月間、これをその本店に備え置かなければならないものとする。 (第八十二条の六第一項及び第二項関係)

2 株式の併合をした株式会社の株主等は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、1の書面の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の請求等を行うことができるものとする。 (第八十二條の六第三項関係)

第十一 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約

一 募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合において、当該募集株式が譲渡制限株式であるときは、株式会社は、株主総会の特別決議 (取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議) によつて、当該契約の承認を受けなければならないものとする。 (第二百五条第二項関係)

二 募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合において、当該募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるとき等についても、一と同様の規律を設けるものとする。 (第二百四十四条第三項関係)

第十二 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等

一 公開会社における募集株式の割当て等の特則

1 公開会社は、募集株式の引受人について、一に掲げる数の二に掲げる数に対する割合が二分の一を超える場合には、第九十九条第一項第四号の期日の二週間前までに、株主に対し、当該引受人（以下において「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についての一に掲げる数等を通知しなければならないものとする。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は第二百二条の規定により株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでないものとする。 （第二百六条の二第一項関係）

一 当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数

二 当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数

2 1による通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。 （第二百六条の二第二項関係）

3 1にかかわらず、株式会社が1の事項について1の期日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがない場合には、1による通知は、することを要しないものとする。 （第二百六条の二第三項関係）

4 総株主の議決権の十分の一以上の議決権を有する株主が1による通知又は2の公告の日等から二週間以内に特定引受人（その子会社等を含む。以下4において同じ。）による募集株式の引受けに反対

する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、1の期日の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の第二百五条第一項の契約の承認を受けなければならないものとする。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでないものとする。 (第二百六条の二第四項関係)

5 4の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならないものとする。 (第二百六条の二第五項関係)

二 公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則

1 公開会社は、募集新株予約権の割当てを受けた申込者又は第二百四十四条第一項の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者(以下1において「引受人」と総称する。)について、一に掲げる数の二に掲げる数に対する割合が二分の一を超える場合には、割当日の二週間前までに、株主に対し、当該引受人(以下1において「特定引受人」という。)の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についての一に掲げる数等を通知しなければならないものとする。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は第二百四十一条の規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでないものとする。 (第二百四十四条の二第一項関係)

一 当該引受人(その子会社等を含む。)がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となつた場合に有することとなる最も多い議決権の数

二 一の場合における最も多い総株主の議決権の数

2 1一の「交付株式」とは、募集新株予約権の目的である株式、募集新株予約権の内容として第二十三十六条第一項第七号ニに掲げる事項についての定めがある場合における同号ニの株式その他募集新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式として法務省令で定める株式をいうものとする。 (第二百四十四条の二第二項関係)

3 1の場合についても、一2から5までと同様の規律を設けるものとする。 (第二百四十四条の二第三項から第六項まで関係)

第十三 仮装払込みによる募集株式の発行等

一 出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任

1 募集株式の引受人は、次の一又は二に掲げる場合には、株式会社に対し、当該一又は二に定める行為をする義務を負うものとする。 (第二百十三条の二第一項関係)

一 第二百八条第一項の規定による払込みを仮装した場合 払込みを仮装した払込金額の全額の支払
二 第二百八条第二項の規定による給付を仮装した場合 給付を仮装した現物出資財産の給付 (株式会社が当該給付に代えて当該現物出資財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあっては、当該金銭の全額の支払)

2 1により募集株式の引受人の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができないものとする。 (第二百十三条の二第二項関係)

二 出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任

一 一又は二に掲げる場合には、募集株式の引受人が出資の履行を仮装することに関与した取締役等は、株式会社に対し、当該一又は二の支払をする義務を負うものとする。ただし、その者（当該出資の履行を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでないものとする。 （第二百十三条の三第一項関係）

三 出資の履行を仮装した募集株式の引受人による株主の権利の行使

1 募集株式の引受人は、一 一又は二に掲げる場合には、当該一若しくは二に定める支払若しくは給付又は二による支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した募集株式について、株主の権利を行使することができないものとする。 （第二百九条第二項関係）

2 1の募集株式を譲り受けた者は、当該募集株式についての株主の権利を行使することができるものとする。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでないものとする。

（第二百九条第三項関係）

四 設立時発行株式についての出資の履行等が仮装された場合の規律

発起人が第三十四条第一項の規定による払込み等を仮装した場合、設立時募集株式の引受人が第六十条第一項の規定による払込みを仮装した場合及び新株予約権について第二百四十六条第一項又は第二百八十一条第一項若しくは第二項の規定による払込み等が仮装された場合についても、一から三までと同様の規律を設けるものとする。 （第五十二条の二、第五十五条、第二百二条第三項及び第四項、第二百二条の二、第二百三条第二項及び第三項、第二百八十二条第二項及び第三項、第二百八十六条の二並びに第二百八十六条の三関係）

第十四 新株予約権無償割当てに関する割当通知

一 株式会社が株主に対して割り当てた新株予約権の内容及び数等についての当該株主等に対する通知は、第二百七十八条第一項第三号の日後遅滞なくしなければならないものとする。 (第二百七十九条 第二項関係)

二 一の通知がされた場合において、第二百七十八条第一項第一号の新株予約権についての第二百三十六 条第一項第四号の期間の末日が当該通知の日から二週間を経過する日前に到来するときは、同号の期間 は、当該通知の日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなすものとする。 (第二百七十 九条第三項関係)

第十五 社外取締役を置いていない場合の理由の開示

事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）で あってその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならないものが社外取締役を置いて いない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相 当でない理由を説明しなければならないものとする。 (第三百二十七条の二関係)

第十六 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定

株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任等に関する議案の内容は、監査役（監査役会設置会社 にあつては、監査役会）が決定するものとする。 (第三百四十四条関係)

第十七 企業集団の業務の適正を確保するための必要な体制の整備

取締役又は取締役会は、株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必

要なものとして法務省令で定める体制の整備についての決定を各取締役委任することができないものとする。 (第三百四十八条第三項第四号、第三百六十二条第四項第六号及び第四百十六條第一項第一号ホ関係)

第十八 取締役及び監査役の責任の一部免除

一 代表取締役以外の取締役の最低責任限度額の算定に際して、職務執行の対価として受ける財産上の利益の額に乗ずべき数は、次の1及び2に掲げる取締役の区分に応じ、当該1及び2に定める数とするものとする。 (第四百二十五条第一項関係)

1 代表取締役以外の取締役 (業務執行取締役等であるものに限る。)

2 取締役 (代表取締役及び1に掲げるものを除く。)

二 取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)

又は監査役は、社外取締役又は社外監査役でないものであっても、第四百二十七条第一項に定める契約を締結することができるものとする。 (第四百二十七条第一項関係)

三 第九百十一条第三項第二十五号及び第二十六号を削るものとする等登記事項について所要の整備をするものとする。 (第九百十一条第三項第二十四号から第二十六号まで関係)

第十九 親会社による子会社の株式等の譲渡

株式会社は、その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡をする場合であつて、次のいずれにも該当するときは、当該譲渡がその効力を生ずる日 (以下第十九において「効力発生日」という。)

の前日までに、株主総会の特別決議によつて、当該譲渡に係る契約の承認を受けなければならないものとす

るほか、当該譲渡について事業譲渡に関する規定（第四百六十八条から第四百七十条まで）の適用があるものとする。 （第四百六十七条第一項関係）

1 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一を超えるとき。

2 当該株式会社が、効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

第二十 会社分割等における債権者の保護

一 分割会社に知れていない債権者の保護

1 会社分割に異議を述べることができる吸収分割会社又は新設分割会社（以下「分割会社」という。）の債権者であつて、各別の催告を受けなかったもの（分割会社が官報公告に加え日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告による公告を行う場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。2において同じ。）は、吸収分割契約又は新設分割計画において会社分割後に分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされるときであつても、分割会社に対して、分割会社が会社分割の効力が生じた日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする。 （第七百五十九条第二項、第七百六十一条第二項、第七百六十四条第二項及び第七百六十六条第二項関係）

2 会社分割に異議を述べることができる分割会社の債権者であつて、各別の催告を受けなかったものは、吸収分割契約又は新設分割計画において会社分割後に吸収分割承継会社又は新設分割設立会社（以下「承継会社等」という。）に対して債務の履行を請求することができないものとされているとき

であつても、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができないものとする。 (第七百五十九条第三項、第七百六十一条第三項、第七百六十四条第三項及び第七百六十六条第三項関係)

二 詐害的な会社分割における債権者の保護

1 分割会社が承継会社等に承継されない債務の債権者 (以下「残存債権者」という。) を害することを知つて会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする。 (第七百五十九条第四項、第七百六十一条第四項、第七百六十四条第四項及び第七百六十六項第四項関係)

2 1の債務を履行する責任は、分割会社が残存債権者を害することを知つて会社分割をしたことを知つた時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅するものとする。会社分割の効力が生じた日から二十年を経過したときも、同様とするものとする。 (第七百五十九条第六項、第七百六十一条第六項、第七百六十四条第六項及び第七百六十六条第六項関係)

3 分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつたときは、残存債権者は、承継会社等に対して1による請求をする権利を行使することができないものとする。 (第七百五十九条第七項、第七百六十一条第七項、第七百六十四条第七項及び第七百六十六条第七項関係)

4 事業譲渡についても、1から3までと同様の規律を設けるものとする。 (第二十三条の二関係)

第二十一 組織再編等の差止請求

一 次に掲げる場合において、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等をやめることを請求することができるものとする。 (第七百八十四条の二関係)

1 当該吸収合併等が法令又は定款に違反する場合

2 第七百八十四条第一項本文に規定する場合において、第七百四十九条第一項第二号又は第三号等に掲げる事項が消滅株式会社等又は存続会社等の財産の状況等に照らして著しく不当であるとき。

二 吸収合併等における存続株式会社等及び新設合併等における消滅株式会社等についても、一と同様の規律を設けるものとする。 (第七百九十六条の二及び第八百五条の二関係)

第二十二 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求

一 略式組織再編における株式買取請求

吸収合併等をする場合に消滅株式会社等又は存続株式会社等に対して株式買取請求をすることができる株主から、第七百八十四条第一項本文又は第七百九十六条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除くものとする。 (第七百八十五条第二項及び第三項並びに第七百九十七条第二項及び第三項関係)

二 簡易組織再編における株式買取請求

吸収合併等をする場合に反対株主が存続株式会社等に対して株式買取請求をすることができる場合か

ら、第七百九十六条第二項本文に規定する場合（第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び第七百九十六条第一項ただし書又は第三項に規定する場合を除く。）を除くものとする。こと。（第七百九十七条第一項関係）

三 事業譲渡等についても、一及び二と同様の規律を設けるものとする。こと。（第四百六十九条第一項から第三項まで関係）

第二十三 準備金の計上に関する特則

吸収分割株式会社が吸収分割の効力が生ずる日に剰余金の配当（配当財産が吸収分割承継会社の株式又は持分のみであるものに限る。）をする場合等には、第四百四十五条第四項の規定は、適用しないものとする。こと。（第七百九十二条及び第八百十二条関係）

第二十四 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格

株主総会等の決議の取消しにより株主となる者も、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができるものとする。こと。（第八百三十一条第一項関係）

第二十五 株主代表訴訟の原告適格の拡大等

一 旧株主による責任追及等の訴え

1 次の一又は二に掲げる行為の効力が生じた日の六箇月前から当該日まで引き続き株式会社の株主であつた者（以下「旧株主」という。）は、当該株式会社の株主でなくなった場合であっても、当該一又は二に定めるときは、当該株式会社（次の二に定める場合にあつては、同二の吸収合併後存続する株式会社。以下「株式交換等完全子会社」という。）に対し、責任追及等の訴え（当該一又は二に掲

げる行為の効力が生じた時までその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。2
において同じ。の提起を請求することができるものとする。ただし、責任追及等の訴えが当該
旧株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式交換等完全子会社若しくは当該二
の完全親会社（特定の株式会社の発行済株式の全部を有する株式会社その他これと同等のものとして
法務省令で定める株式会社をいう。以下同じ。）に損害を加えることを目的とする場合は、この限り
でないものとする。こと。（第八百四十七条の二第一項関係）

一 当該株式会社の株式交換又は株式移転 当該株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親
会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

二 当該株式会社が吸収合併により消滅する会社となる吸収合併 当該吸収合併により、吸収合併後
存続する株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

2 旧株主が、1 一又は二の完全親会社の株主でなくなった場合であっても、次に掲げるとき等は、株
式交換等完全子会社に対し、責任追及等の訴えの提起を請求することができるものとする。ただ
し、責任追及等の訴えが当該旧株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式交換等完全子会
社若しくは次の一若しくは二の株式を発行している株式会社に損害を加えることを目的とする場合
は、この限りでないものとする。こと。（第八百四十七条の二第三項から第五項まで関係）

一 当該完全親会社の株式交換又は株式移転により当該完全親会社の完全親会社の株式を取得し、引
き続き当該株式を有するとき。

二 当該完全親会社が合併により消滅する会社となる合併により、合併により設立する株式会社又は

合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。
3 公開会社でない株式会社における1についての規定の適用、旧株主による責任追及等の訴えの提起及び不提訴理由の通知については、第八百四十七条第二項から第五項までに相当する規定を置くものとする。 (第八百四十七条の二第二項及び第六項から第八項まで関係)

4 株式交換等完全子会社に係る適格旧株主(1の本文又は2の本文によれば1又は2の請求をすることができるとなる旧株主をいう。以下同じ。)がある場合において、1の一又は二に掲げる行為の効力が生じた時までその原因となった事実が生じた責任又は義務を免除するときにおける第五十条等の規定の適用については、これらの規定中「総株主」とあるのは、「総株主及び第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主の全員」とするものとする。 (第八百四十七条の二第九項関係)

二 最終完全親会社等による責任追及の訴え

1 六箇月前から引き続き株式会社の最終完全親会社等(当該株式会社の完全親会社等であつて、その完全親会社等がないものをいう。以下同じ。)の総株主の議決権の百分の一以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の発行済株式の百分の一以上の数の株式を有する株主は、当該株式会社に対し、特定責任に係る責任追及等の訴え(以下「特定責任追及の訴え」という。)の提起を請求することができるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでないものとする。 (第八百四十七条の三第一項関係)

一 特定責任追及の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社若しくは当

該最終完全親会社等に損害を加えることを目的とする場合

二 当該特定責任の原因となった事実によって当該最終完全親会社等に損害が生じていない場合

2 1の「完全親会社等」とは、次に掲げる株式会社をいうものとする。 (第八百四十七条の三第二項関係)

一 完全親会社

二 株式会社の発行済株式の全部を他の株式会社及びその完全子会社等 (株式会社がその株式又は持分の全部を有する法人をいう。以下同じ。) 又は他の株式会社の完全子会社等有する場合における当該他の株式会社 (完全親会社を除く。)

3 2二の場合において、2二の他の株式会社及びその完全子会社等又は2二の他の株式会社の完全子会社等が他の法人の株式又は持分の全部を有する場合における当該他の法人は、当該他の株式会社の完全子会社等とみなすものとする。 (第八百四十七条の三第三項関係)

4 1の「特定責任」とは、当該株式会社の発起人等 (発起人、設立時取締役、設立時監査役、第四百二十三条第一項に規定する役員等又は清算人をいう。) の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等及びその完全子会社等における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一を超える場合における当該発起人等の責任をいうものとする。 (第八百四十七条の三第四項関係)

5 公開会社でない最終完全親会社等における1についての規定の適用、最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴えの提起及び不提訴理由の通知については、第八百四十七条第二項から第五項ま

でに相当する規定を置くものとする。 (第八百四十七条の三第六項から第九項まで関係)

6 株式会社最終完全親会社等がある場合において、特定責任を免除するときにおける第五十五条等の規定の適用については、これらの規定中「総株主」とあるのは、「総株主及び株式会社の1の最終完全親会社等の総株主」とするものとする。 (第八百四十七条の三第十項関係)

三 適格旧株主及び最終完全親会社等の株主による訴訟参加等

1 適格旧株主又は最終完全親会社等の株主は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴え(適格旧株主にあつては11又は二に掲げる行為の効力が生じた時まで)にその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。)に係る訴訟に参加することができるものとする。 (第八百四十九条第一項関係)

2 次の一又は二に掲げる者は、株式会社等(株式会社又は株式交換等完全子会社をいう。以下同じ)。

(一)の株主でない場合であつても、当事者の一方を補助するため、当該一又は二に定める者が提起した責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができるものとする。 (第八百四十九条第二項関係)

一 株式交換等完全親会社(一1一若しくは二に定める場合又は一2一若しくは二に掲げる場合における株式交換等完全子会社の完全親会社(一1一若しくは二に掲げる行為又は一2一の株式交換若しくは株式移転若しくは同一の合併の効力が生じた時においてその完全親会社があるものを除く。))であつて、当該完全親会社の株式交換若しくは株式移転又は当該完全親会社が合併により消滅す

る会社となる合併によりその完全親会社となった株式会社がないものをいう。以下同じ。） 適格

旧株主

二 最終完全親会社等 当該最終完全親会社等の株主

3 株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）等を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加するための手続について、所要の整備をするものとする。 （第八百四十九条第三項関係）

4 株式会社等に株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等がある場合における当該株式会社等の当該株式交換完全親会社又は当該最終完全親会社等に対する通知義務、この通知を受けた株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等の適格旧株主又は最終完全親会社の株主に対する公告又は通知の義務等について、所要の規定を設けるものとする。 （第八百四十九条第六項から第十一項まで関係）

四 株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等による責任追及等の訴えの提起等におけるこれらの会社の代表

1 次の一又は二に掲げる場合には、当該一又は二の訴えについては、監査役が監査役設置会社を代表するものとする。 （第三百八十六条第一項第二号及び第三号関係）

一 株式交換等完全親会社である監査役設置会社がその株式交換等完全子会社の取締役等の責任（一

1 一又は二に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じたものに限る。）を

追及する訴えを提起する場合

- 二 最終完全親会社等である監査役設置会社がその完全子会社等である株式会社の取締役等に対して特定責任追及の訴えを提起する場合
- 2 次の一又は二に掲げる場合には、監査役が監査役設置会社を代表するものとする。 (第三百八十六條第二項第三号及び第四号關係)
 - 一 株式交換等完全親会社である監査役設置会社が第八百四十七條第一項の規定による請求 (1一の訴えの提起の請求に限る。) をする場合等
 - 二 最終完全親会社等である監査役設置会社が第八百四十七條第一項の規定による請求 (1二の特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。) をする場合等
- 3 株式交換等完全親会社である監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社及び最終完全親会社等である監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社についても、1及び2と同様の規律を設けるものとする。 (第三百九十九條の七第三項、第四項並びに第五項第三号及び第四号並びに第四百八條第三項、第四項並びに第五項第三号及び第四号關係)
- 五 適格旧株主の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等の権利の行使に関する利益の供与の禁止
 - 1 株式会社は、何人に対しても、当該株式会社に係る適格旧株主の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等の株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならないものとする。 (第二百二十條第一項關係)
 - 2 一3又は二5の訴えの提起等に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受等した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処するものとする。 (第九百六十八條第一項關係)

3 第九百六十条第一項第三号から第六号までに掲げる者等が、株式会社に係る適格旧株主の権利又は株式会社の最終完全親会社等の株主の権利の行使に関し、当該株式会社又はその子会社の計算において財産上の利益を供与したとき等は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処するものとする。 (第九百七十条第一項及び第三項関係)

六 責任の一部免除に係る手続の特則

1 株式会社到最后完全親会社等がある場合において、第四百二十五条第一項の規定により特定責任を免除するためには、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会の決議を要するものとする。 (第四百二十五条第一項関係)

2 株式会社到最后完全親会社等がある場合において、第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づき免除しようとする責任が特定責任であるときにあつては、当該株式会社の総株主の議決権の百分の三以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の総株主の議決権の百分の三以上の議決権を有する株主が異議を述べたときは、株式会社は、同項の規定による定款の定めに基づく免除をすることはならないものとする。 (第四百二十六条第七項関係)

3 株式会社に最終完全親会社等がある場合において、第四百二十七条第四項の損害が特定責任に係るものであるときにあつては、同項の規定による開示は、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会においてしななければならないものとする。 (第四百二十七条第四項関係)

七 その他の規定の整備

適格旧株主又は最終完全親会社等の株主による責任追及等の訴えの訴訟の目的の価額の算定、責任追

及等の訴えに係る和解の手續等について、所要の整備をするものとする。 (第八百四十七条の四、第八百四十八条、第八百五十条、第八百五十二条、第八百五十三条等関係)

第二十六 監査役の監査の範囲に関する登記

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社について、当該定款の定めがある旨を登記事項に追加するものとする。 (第九百十一条第三項第十七号関係)

第二十七 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。 (附則第二条から第二十四条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。 (附則第二十五条関係)